

議案第56号

藤岡市道路占用料徴収条例の一部改正について

藤岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年6月13日提出

令和元年6月13日可決

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

藤岡市道路占用料徴収条例（昭和29年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は」を「、又は」に改め、同項後段を削る。

第5条各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改める。

別表備考に次のように加える。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

8 占用の期間が1月未満である場合の占用料の額は、この表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率との合計に1を加えた数を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路の占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。